

市有財産（物品）売買契約書

案

売主 神栖市（以下「甲」という。）と買主 （以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産（物品）売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の市有財産（以下「本件財産」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（1）物品

品名	数量	備考
鉄くず	7.403 t	

（売払い代金）

第2条 本件財産の売払い代金は、金 円とする。

（10%対象額 円 うち消費税 円）

2 乙は、前項の売払い代金から次条第1項の契約保証金を除いた金額を、甲の発行する納入通知書により一括して甲が指定する期日までに神栖市下水道事業出納取扱金融機関等に納入するものとする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として次の金額を、この契約締結と同時に甲の指示する手続きにより納付するものとする。

契約保証金	金 円
-------	-----

2 前項の契約保証金は、第10条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 甲は、乙が前条第2項に定める期日までに同項に定める金額を完納したときは、第1項の契約保証金を前条第1項の売払い代金に充当するものとする。

5 甲は、乙が前条第2項に定める期日までに同項に定める金額を完納しないときは、又はそのときまでに第8条の規定によりこの契約を解除したときは、第1項の契約保証金を甲に帰属するものとする。

（所有権の移転及び物品の引渡し）

第4条 売買物品の所有権は、乙が第2条により売買代金を納付し、甲が物件引渡書を発行したときに乙に移転する。

2 売買物品は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現況のまま引渡があったものとする。

3 甲は、1項の規定により物品の所有権が甲から乙に移転した後、速やかに物品をその所在する場において引き渡すものとし、乙は、甲の指定する期日までに物品を搬出するものとする。

4 乙は、前項規定により甲から物品の引渡しを受けたときは、甲に物品の受領書の

交付をするものとする。

(危険負担)

第5条 この契約締結後、本件財産が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(担保責任)

第6条 乙は、本契約後、売買物品に数量の不足または隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をする事ができない。

(用途制限)

第7条 乙は、売買物品を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用途
- 2 前項の規定は、落札者が第三者に対し、貸し付け、交換、売払い、譲渡、若しくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定する場合にも同様に付する物とする。
 - 3 甲は、前2項の規定について、必要があると認めるときは、乙に対し、物品を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることが出来る。
 - 4 乙は、甲から要求があるときは、売買物品の利用状況を直ちに甲に報告しなければならない。
 - 5 乙は正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

(契約の解除)

第8条 甲は乙が本契約に定める義務を履行しないとき、前条の用途制限に従わなかったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められたとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認めるとき。

ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- イ 暴力団員を雇用すること。
- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまで掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

(乙の原状回復義務等)

第9条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、本件財産を原状に回復して甲に返還するものとする。ただし、甲が本件財産を原状に回復することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 甲は乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は違反したために甲に損害を与えたとき若しくは前条の用途制限に従わなかったときは甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第11条 乙は、この契約を解除された場合において、本件財産に投じた有益費、必要費、又はその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(返還金)

第12条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売払い代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第13条 甲は、前条の規定により、売払い代金を返還する場合において、乙が第10条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺できるものとする。

(契約費用の負担)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第15条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める事項を履行するものとする。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の事務所の所在地を

管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

住 所 茨城県神栖市溝口4991番地5
甲
氏 名 神栖市長 石 田 進 ⑩

住 所
乙
氏 名 ⑩